

国 地 契 第 4 号
国 官 技 第 1 8 号
国 営 整 第 1 5 号
国 北 予 第 9 号
平 成 2 5 年 4 月 1 日

各 地 方 整 備 局 総 務 部 長
 企 画 部 長
 営 繕 部 長
北 海 道 開 発 局 事 業 振 興 部 長
 営 繕 部 長 あ て

大 臣 官 房
 地 方 課 長
 技 術 調 査 課 長
 官 庁 営 繕 部 整 備 課 長
北 海 道 局
 予 算 課 長

「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び
総合評価落札方式の運用ガイドライン」の一部改正について

建設コンサルタント業務等に関する調達方式の適切な選定等の考え方及び各方式の運用等については、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」の改正について」（平成23年6月30日付け国地契第16号、国官技第105号、国営整第62号、国北予第8号）に基づき実施されているところである。

今般、当該運用ガイドラインについて、運用の自由度を高め、更なる品質確保に資するとともに競争性を高めるため、下記のとおり改正することとしたので、遺漏無きよう措置されたい。

記

「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」の改正について（平成23年6月30日付け国地契第16号、国官技第105号、国営整第62号、国北予第8号）別添「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」3-2、3-3及び3-4中

			評価の着目点
			判断基準
資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】
専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①②以外お選定しない。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。 注3：【参考8】に同種・類似業務の取扱事例について示す。】

を

			評価の着目点
			判断基準
専門技術力	業務執行技術力	過去〇年間の同種又は類似業務等の実績の内容【過去10年を基本とする。件数を評価する場合はその旨を記述する。】	下記の順位で評価する。 ① 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した同種業務の実績、過去に〇〇〇〇に関する研究実績、又は過去に同種業務をマネジメントした実務経験がある。 ② 平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した類似業務の実績、又は過去に類似業務をマネジメントした実務経験がある。 ③ ①②以外お選定しない。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。（なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する） 注2：管理技術者あるいは担当技術者（又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者）として従事した実績を評価対象とする。

			注3：[参考8]に同種・類似業務の取扱事例について示す。
--	--	--	------------------------------

に、

			評価の着目点
			判断基準
情報収集力	地域精進度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域(当該県・〇〇県)管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。(なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する) 注2：管理技術者あるいは担当技術者(又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者)として従事した実績を評価対象とする。】

を

			評価の着目点
			判断基準
資格要件	技術者資格等	技術者資格等、その専門分野の内容	下記の順位で評価する。 ① 表3-4の①に掲げる資格を有する。 ② 表3-4の②に掲げる資格を有する。 【注：業務内容に応じて適宜設定すること。なお、測量業務における測量士については参加要件とし評価しない。】
情報収集力	地域精進度	過去〇年間の当該事務所管内、周辺での受注実績の有無【過去10年を基本とする。内容を評価する場合はその旨を記述する。】	平成〇〇年度以降【標準として過去10年】公示日までに完了した当該事務所・周辺での業務実績の有無について下記の順位で評価する。 ① 当該事務所管内における業務実績あり。 ② 当該地域(当該県・〇〇県)管内での業務実績あり。 【注1：業務内容に応じて適宜設定すること。業務実績は国、都道府県、政令市の実績について評価対象とすること。(なお、市町村、高速道路会社等の実績についても、上記と同等のものについては評価する) 注2：管理技術者あるいは担当技術者(又は定めのない場合はこれに準ずる技術者として従事した者)として従事した実績を評価対象とする。】

に改める。

附 則

この通知は、平成25年4月1日より施行する。